

証券取引法等の改正及び株式会社日本証券クリアリング機構の 業務開始に係る規定の整備に伴う「定款」等の一部改正等について

(ページ)

1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程の一部改正新旧対照表	18
3. 清算・決済規程の制定	29
4. 信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表	33
5. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	36
6. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	37
7. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	41
8. 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	43
9. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	45
10. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の 一部改正新旧対照表	51
11. 清算部規則を廃止する規則	56
12. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	57
13. 信認金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表	58
14. 売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	63
15. 有価証券の売買の審査に関する規則の一部改正新旧対照表	64
16. 天災地変が発生した場合の非常措置に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	65
17. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の全部改正新旧対照表	66
18. 公開買付けについての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	68
19. 安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	69
20. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	70
21. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	75
22. 発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表	76
23. 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則の一部改正新旧対照表	82
24. シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	83
25. 清算・決済規程施行規則の制定	84
26. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	86
27. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	88
28. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	89
29. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	90
30. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、 信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	91
31. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の 施行規則の一部改正新旧対照表	95
32. 決済に係る手数料の額等を廃止する規則	97

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(本所の市場における有価証券の売買等の態様) <u>第7条の2 清算資格(株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。)</u>を有する会員は、本所の市場における有価証券の売買については、自らの名においてこれを行うものとする。</p> <p>2 <u>清算資格を有しない会員は、本所の市場における有価証券の売買については、指定清算参加者(第37条の4に定める指定清算参加者をいう。)</u>に対する有価証券等清算取次ぎの委託を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第2節 会員の義務等</u></p> <p>第9条～第12条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p>
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>第2節 会員の義務</u></p> <p>(決済に係る手数料)</p> <p><u>第14条の2 会員は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に規定する保管振替機関が保管振替業において取り扱う有価証券の本所の市場における売買及び第34条第1項に規定する貸借取引の決済に係る手数料(以下「決済に係る手数料」という。)</u>を、本所が定めるところにより、本所に納入しなければならない。</p> <p>2 <u>決済に係る手数料の額は、本所が、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により定める。</u></p> <p>3 <u>本所は、必要があるときは、決済に係る手数料の額を、期日をさかのぼって変更することができる。</u></p>

第15条 削除

(特別会費)

第15条 正会員は、本所の市場における有価証券の売買の安全を図るために設ける違約損失補償準備金の積立てに充てるため、本所が定めるところにより、本所に特別会費を納入しなければならない。

2 特別会費の額は、各正会員の本所の市場における株券の売買数量に、1株につき3銭の徴収標準率を乗じて算出した額とする。

3 本所は、必要があるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、前項に定める特別会費以外に、臨時に、特別会費を納入させることができる。

4 本所は、違約損失補償準備金の額が第104条に規定する累積限度額に達し、その後、違約損失補償準備金の額が累積限度額以下となるまでの間、特別会費の徴収を停止する。

(本所の市場における有価証券の売買の決済に関する制限)

第25条 削除

第25条 会員は、その本所の市場における有価証券の売買の決済を、本所を通じて行わなければならない。ただし、正会員と特別会員との間に行われた有価証券の売買の決済について、本所が承認した場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、本所は、天災地変その他非常の状態のために、本所を通じて決済を行うことが不可能又は著しく困難であると認めるときは、一定の期間、本所の市場における有価証券の売買の決済を、本所を通じないで行わせることができる。

(決済の委任の禁止)

第26条 削除

第26条 会員は、本所を通じて有価証券の売買の決済を行うに当たって、これを他の者に委任してはならない。ただし、本所の承認を受けて、他

(天災地変等の場合における非常措置)

第27条 本所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく本所の市場における有価証券の売買に係る非清算参加者(第37条の2に定める非清算参加者をいう。以下、この条において同じ。)の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その取引について、改めて決済の条件を定めることができる。

(削る)

2 前項の規定により本所が決済の条件を定めたときは、非清算参加者は、これに従わなければならない。

(受託契約準則)

第29条 正会員は、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託については、本所が定める受託契約準則によらなければならない。

2 (略)

(受託に際しての調査義務)

第31条 正会員は、本所の市場における有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を受けるときは、あらかじめ顧客の住所、

の会員又は本所が指定する証券金融会社若しくは有価証券の振替決済に係る口座を管理する機関に委任するときは、この限りでない。

2 会員が前項ただし書の規定により決済を委任したときは、その委任に関して生ずるいっさいの事項について、その責めに任じなければならない。

(天災地変等の場合における非常措置)

第27条 本所は、本所の市場における有価証券の売買の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、その取引について、改めて決済の条件を定めることができる。

2 前項の規定は、前項の有価証券の売買の決済のために行われる有価証券の貸借について準用する。

3 前2項の規定により本所が決済の条件を定めたときは、会員は、これに従わなければならない。

(受託契約準則)

第29条 正会員は、本所の市場における有価証券の売買の受託については、本所が定める受託契約準則によらなければならない。

2 (略)

(受託に際しての調査義務)

第31条 正会員は、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けるときは、あらかじめ顧客の住所、氏名その他本所が定める事項を調査しな

氏名その他本所が定める事項を調査しなければならない。

(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)

第32条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を受けることができない。

第3節の2 清算資格を有しない会員の義務等

(非清算参加者の定義)

第37条の2 非清算参加者とは、清算資格を有しない会員をいう。

(有価証券の売買に係る清算受託契約の締結)

第37条の3 非清算参加者は、本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、他社清算参加者(クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算参加者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

(指定清算参加者の指定)

第37条の4 非清算参加者は、清算受託契約の相手方である他社清算参加者のうちから、常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者(以下「指定清算参加者」という。)を指定しなければならない。

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、本所が定めるところにより、本所に申請し、承認を得なければならない。

なければならない。

(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)

第32条 正会員は、他の会員の役員又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けることができない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(指定清算参加者の変更の場合の未決済取引の引継ぎ)

第 3 7 条の 5 前条第 2 項の規定に基づき指定清算参加者(同条第 1 項に規定する指定清算参加者をいう。以下同じ。) を変更した場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のものは、当該変更をしたとき以降、変更後の指定清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買とする。

(新設)

2 前項の規定は、清算参加者 (クリアリング機構の清算資格を有するものをいう。) が非清算参加者となる場合において、前条第 2 項の規定に基づき指定清算参加者の指定をしたときについて準用する。この場合において、「当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買で未決済のもの」とあるのは「当該非清算参加者となる者の取引で未決済のもの」と、「変更後の指定清算参加者」とあるのは「新たに指定清算参加者として指定された者」と読み替えるものとする。

(清算受託契約の締結の届出)

第 3 7 条の 6 非清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、本所が定めるところにより、その内容を本所に届け出なければならない。

(新設)

(清算受託契約の解約の報告)

第 3 7 条の 7 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。

(新設)

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日までに報告を行う。

(2) 非清算参加者が事前に他社清算参加者に対

し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第37条の8 非清算参加者である会員が新たに清算資格(クリアリング機構の清算資格をいう。)を取得した場合には、当該会員の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のものは、当該清算資格を取得したとき以降、当該会員の名における有価証券の売買とする。

(会員加入の承認)

第39条 (略)

2 本所が会員加入を承認したときは、本所は、期日を指定し、会員加入申請者をして、会員出資金及び加入金の払込み、入会金の納付、清算資格の取得手続(清算資格を新たに取得しない場合にあっては、第37条の3及び第37条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定)、信託金の預託その他本所が定める会員加入手続を履行させるものとする。

(削る)

(新設)

(会員加入の承認)

第39条 (略)

2 本所が会員加入を承認したときは、本所は、期日を指定し、会員加入申請者をして、会員出資金及び加入金の払込み、入会金の納付並びに信託金の預託その他本所が定める会員加入手続を履行させるものとする。

3 正会員の加入の承認を受けた者は、前項に定めるもののほか、違約損失補償準備金の積立てに充てるため、第15条に規定する特別会費として、その承認を受けた時における違約損失補償準備

3 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込みの納入を要しない。ただし、会員持ち分を譲り渡す会員が第7条第2項に定める特定正会員の場合は、加入金の払込みを要するものとする。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 会員加入申請者が第2項に定める手続を期日までに履行しないときは、その会員加入申請を取り下げたものとみなす。

(脱退申請会員の有価証券の売買の停止)

第42条 本所は、会員からの脱退申請を受理した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から、その会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止し、本所が定める期間内に、その会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものについて、他の正会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(脱退申請会員の合併等の場合における売買)

第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の正会員に合併され、分割により営業を承継させ若しくは営業を譲渡する等の場合で、その本所の市場におけ

備金の現在額を正会員数で除して得た金額を基準として本所が定めた金額を、前項の規定により本所が指定する期日までに納入するものとする。

4 会員加入申請者が会員持ち分を譲り受けた場合には、前2項の規定にかかわらず、会員出資金及び加入金の払込み並びに前項に規定する特別会費の納入を要しない。ただし、会員持ち分を譲り渡す会員が第7条第2項に定める特定正会員の場合は、加入金の払込みを要するものとする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 会員加入申請者が第2項及び第3項に定める手続を期日までに履行しないときは、その会員加入申請を取り下げたものとみなす。

(脱退申請会員の有価証券の売買の停止及び未決済取引の整理)

第42条 本所は、会員からの脱退申請を受理した日の翌日から、その会員の本所の市場における有価証券の売買を停止し、本所が定める期間内に、その会員の本所の市場における有価証券の売買及びこれに関する取引で未決済のものについて、他の正会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

2 (略)

(脱退申請会員の合併等の場合における有価証券の売買)

第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の正会員に合併され、分割により営業を承継させ若しくは営業を譲渡する等の場合で、その本所の市場におけ

る有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止しないことができる。

(脱退会員の未決済の有価証券の売買の決済)

第48条 脱退会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に未決済のものがある場合は、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人又はその承継人に決済させることが適当でないとき認めるときは、本所は、他の会員をして、これを行わせることができる。

2 前項の場合において、本所が必要と認めた場合には、本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のもの他の会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 本所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の会員をして行わせることができる。この場合においては、その会員と同項の有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた会員との間に委任契約が成立していたものとする。

(会員の処分)

第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認めるときは、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分が会員

る有価証券の売買及びこれに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買を停止しないことができる。

(脱退会員の未決済の有価証券の売買の決済)

第48条 脱退会員の本所の市場における有価証券の売買に未決済のものがあるときは、本人又は一般承継人をして、その決済を行わせるものとする。ただし、本人又はその承継人に決済させることが適当でないとき認めるときは、本所は、他の会員をして、これを行わせることができる。

(新設)

(新設)

(会員の処分)

第50条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当することとなったと認めるときは、当該会員を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。この場合において、当該処分

権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この項において同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託に関する本所との契約を履行しないときは、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

(5) 会員として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

(6)・(7) (略)

(8) 前各号のほか、会員が法令、外国証券法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

2 前項の規定にかかわらず、本所は、会員が法令、外国証券法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって本所又は本所の会員の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該会員を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止

が会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本所の市場における有価証券の売買に関する他の会員との契約を履行しないときは、本所の市場における有価証券の売買の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

(5) 会員として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、本所の市場における有価証券の売買の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

(6)・(7) (略)

(8) 前各号のほか、会員が法令、外国証券法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他諸規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名

2 前項の規定にかかわらず、本所は、会員が法令、外国証券法令若しくはこれらに基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって本所又は本所の会員の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該会員を審問のうえ、5億円以下の過怠金、戒告、本所の市場における有価証券の売買の停止若しくは制限、6か月以内の会員権の停止又は除名の処分を行うことができる。この場合において、当該処分が1億円を超える過

又は除名の処分を行うことができる。この場合において、当該処分が1億円を超える過剰金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

3 前2項の規定による処分において、過剰金の賦課と会員権の停止、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

(自己資本規制比率が120パーセントを下回ったときの処置)

第52条 本所は、会員の自己資本規制比率が120パーセントを下回ったときは、当該会員を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行うことができる。

(支払不能の会員に対する処置)

第53条 (略)

2 本所は、前項の規定により、会員に対して、会員権の停止を行った場合又は定款第55条の2の規定により、本所若しくはクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し若しくは債務の引受けの停止(支払不能等若しくは証券業の廃止等に係る公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券の売買の停止の措置を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引の未決済のものについて、他の正会員への引継ぎその他本所が必要と認

め、過剰金、会員権の停止又は除名であるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行うものとする。

3 前2項の規定による処分において、過剰金の賦課と会員権の停止、本所の市場における有価証券の売買の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

(自己資本規制比率が120パーセントを下回ったときの処置)

第52条 本所は、会員の自己資本規制比率が120パーセントを下回ったときは、当該会員を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該会員の本所の市場における有価証券の売買の停止又は制限を行うことができる。

(支払不能の会員に対する処置)

第53条 (略)

2 本所は、前項の規定により会員権の停止を行った場合には、会員の本所の市場における有価証券の売買及びこれに関する取引の未決済のものについて、他の正会員への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

める整理を行わせることができる。

3 第1項の規定により会員権の停止を受けた会員は、前項の規定による整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

4・5 (略)

(会員権の停止を受けた会員の復権)

第54条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、第52条の規定により、期間を定めないで本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止の処置を受けた会員について準用する。この場合において、第2項中「適当であると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により」とあるのは「適当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

(法令により処分を受けた会員の措置)

第55条 会員が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録の取消しの処分を受けた場合には、本所は、直ちに当該会員について、その処分の内容に応じ、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を行い又は除名する。

(清算資格の取消し等を受けた会員の有価証券の売買の停止又は制限)

第55条の2 本所は、会員がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該会員

3 第1項の規定により会員権の停止を受けた会員は、前項の規定による整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買を行うことができる。

4・5 (略)

(会員権の停止を受けた会員の復権)

第54条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定は、第52条の規定により、期間を定めないで本所の市場における有価証券の売買の停止の処置を受けた会員について準用する。この場合において、第2項中「適当であると認めるときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により」とあるのは「適当であると認めるときは」と読み替えるものとする。

(法令により処分を受けた会員の処分)

第55条 会員が法令により業務の全部若しくは一部の停止又は登録の取消しの処分を受けた場合には、本所は、直ちに当該会員について、その処分の内容に応じ、本所の市場における有価証券の売買の停止若しくは制限を行い又は除名する。

(新設)

の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下この条において同じ。）の停止又は制限を行う。

- 2 前項の会員は、第53条に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、本所の市場における有価証券の売買等を行うことができる。

（指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限）

第55条の3 本所は、非清算参加者の指定清算 (新設)

参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を受けた場合には、当該措置の内容に応じ、当該非清算参加者の本所の市場における有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限を行う。

- 2 前項の非清算参加者は、第57条の2に定めるところによる整理を行うために必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

（指定清算参加者を指定していない場合の措置）

第55条の4 本所は、非清算参加者が指定清算 (新設)

参加者の指定をしていない場合においては、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

- 2 前項の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、本所の承認を受けて、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの解消を行う範囲内において、なお当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

(処分、処置又は措置の通知等)

第57条 本所は、この節の規定(第55条の3を除く。)に基づき、処分、処置又は措置(有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。))若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限に限る。を行ったときは各会員に、その旨を通知する。

2 本所がこの節の規定に基づき会員に対して行った処分、処置又は措置が、本所の市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合には、当該会員は、本所が定めるところにより、その旨をその店頭等に表示しなければならない。

(指定清算参加者が清算資格の取消し等を受けた場合における非清算参加者に対する措置)

第57条の2 本所は、非清算参加者である会員に対し、第55条の3の規定により、当該非清算参加者の指定清算参加者がクリアリング機構の業務方法書に基づき清算資格の取消し又は債務の引受けの停止(支払不能等又は証券業の廃止等に係る公告を行ったことによる債務の引受けの停止に限る。)の措置を受けたことによる有価証券等清算取次ぎの委託の停止の措置を行った場合には、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれに関する取引で未決済のものの他の取引参加者への引継ぎその他当取引所が必要と認める整理を行わせることができる。

(処分又は処置の通知及び店頭表示)

第57条 本所は、会員の処分又は処置を行ったときは、その旨を各会員に通知する。

2 本所が会員に対して行った処分又は処置が、会員の本所の市場における有価証券の売買の停止又は制限である場合には、当該会員は、本所が定めるところにより、その旨を店頭に表示しなければならない。

(新設)

2 第48条第3項の規定は、前項の規定により整理を行わせる場合に準用する。

(本所の市場における有価証券の売買の停止又は制限を受けた会員に対する措置)

第58条 本所が会員に対して行った処分、処置又は措置が、本所の市場における有価証券の売買若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は制限である場合(第42条、第53条又は前条の適用がある場合を除く。)には、当該会員は、本所の承認を受けて、その期間中、当該会員の本所の市場における有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のものを、他の正会員に引き継ぐことができる。

(取引の信義則違反)

第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本所の目的および組織にかんがみて、本所もしくは本所の会員の信用を失墜し、または本所もしくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の計算による当該銘柄の株券の買付けの受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)を行うこと。

第91条から第94条 削除

(削る)

(本所の市場における有価証券の売買の停止又は制限を受けた会員の措置)

第58条 本所が会員に対して行った処分又は処置が、会員の本所の市場における有価証券の売買の停止又は制限である場合には、当該会員は、本所の承認を受けて、その期間中、本所の市場における有価証券の売買及びこれに関する取引で未決済のものを、他の正会員に引き継ぐことができる。

(取引の信義則違反)

第59条 本章に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本所の目的および組織にかんがみて、本所もしくは本所の会員の信用を失墜し、または本所もしくは本所の会員に対する信義に反する行為をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 株券を買い集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用して、その株券の発行会社の関係者に対し、その意に反して、当該株券を有利に売り付けることまたはこれに類似する行為を目的とする者の直接または間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付けまたは買付けの取次ぎを行なうこと。

第91条及び第92条 削除

(違約損失補償準備金による補償)

第93条 会員が、本所の市場における有価証券の売買に関し締結した契約の不履行によって、他の会員に損害を与えた場合で、その不履行に

よって被った他の会員の損害が、本定款及び業務規程のすべての規定による弁済をもって完済し得ないときは、本所は、違約損失補償準備金の積立額の範囲内において、契約不履行者に代わって、その完済し得ない損害額を補償するものとする。

2 前項の規定による補償の範囲、金額、時期、方法及び手続等は、理事会の決議により定める。

3 第1項の規定により、本所が会員の損害を補償したときは、本所は、その会員に代位し、決済を履行しなかった会員に対して、求償権を有するものとする。

(削る)

第94条 削除

(違約損失補償準備金の積立て)

(削る)

第104条 第15条及び第39条第3項に規定する特別会費並びに第93条第3項の規定により求償権を行使して取得した金額は、その徴収又は取得の都度、当該金額に賦課される税額相当額(当該金額に賦課される計算上の税額をいう。)を控除して、違約損失補償準備金に繰り入れるものとする。

2 毎事業年度における違約損失補償準備金の累積限度額は、当該事業年度及び当該事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度のうち、次の各号に掲げる金額の合計額が最も多いこととなる事業年度の当該合計金額の100分の9に相当する金額(当該金額が昭和39年3月31日現在における違約損失補償準備金の積立額の100分の80に相当する金額を超えるときは、当該100分の80に相当する金額)とする。

(1) 当該事業年度の各月の最終立会日及びその直前の3立会日における普通取引の売買代金の合計額の月割平均額

(2) 当該事業年度の各月の最終立会日における

当日決済取引の売買代金の月割平均額

(3) 当該事業年度の各月の最終立会日において
会員が行っている発行日決済取引の売付けの
数量と買付けの数量とのうちいずれが多い方
の数量から少ない方の数量を控除した数量を
会員ごとに計算した場合における当該数量の
合計数量の2分の1に相当する数量を同日に
における清算値段に乗じて算出した金額(同日
において発行日決済取引として上場されてい
る有価証券の銘柄が2以上ある場合には、銘
柄ごとに計算した金額の合計額)の月割平均
額の9分の15に相当する金額

3 違約損失補償準備金の積立額が前項により算
出した当該事業年度における累積限度額を超え
るに至ったときの当該超過額は、本所の収入に
戻し入れなければならない。

(違約損失補償準備金による補償)

第104条 本所の市場における有価証券の売買
の安全を図るために積み立てた違約損失補償準
備金は、クリアリング機構との損失補償契約に
関する契約に基づいてのみ支出するものとし
る。

(新設)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第110条 第8条、第14条第3項、第34条
第1項、第35条、第36条の2及び第90条
に規定する有価証券の売買に係る有価証券等清
算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを
委託する会員を当該有価証券の売買を行う者と
みなしてこの規程を適用する。

(新設)

2 第8条2項に規定する有価証券の売買に係る
有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについて
は、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当
該有価証券の売買の取次ぎを行う者とみなして
この規程を適用する。

3 第34条第1項に規定する貸借取引に係る有

価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなしてこの規程を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第55条の4の改正規定は同年1月10日から施行する。
- 2 会員は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）において清算資格を取得する予定である場合には、平成15年1月7日までに本所の定めるところにより本所に届出を行うものとする。
- 3 会員は、施行日において他社清算参加者と清算受託業務を締結する場合には、第37条の6に規定する届出を平成15年1月7日までに行うものとする。
- 4 会員が前2項に規定する届出を行わなかった場合には、本所は、当該会員の本所の市場における有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。
- 5 本所は、前項の規定により有価証券の売買の停止又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行った場合には、当該会員の本所の市場における有価証券の売買で未決済のもの他の会員へ引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。
- 6 施行日の前日において本所の会員が、施行日において非清算参加者となり、他社清算参加者を指定清算参加者として指定する場合には、当該非清算参加者となる者の本所の市場における有価証券の売買で未決済のものを、施行日において、当該他社清算参加者が引き継ぐものとする。

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、定款第88条の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買等に関し必要な事項を定める。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(清算・決済規程等)</u></p> <p>第1条の2 <u>本所の市場における有価証券の売買等に係る清算及び決済に関する事項は、清算・決済規程をもって定める。</u></p> <p><u>2 有価証券の上場、上場廃止及び上場有価証券の管理その他の上場有価証券に関する事項は、有価証券上場規程をもって定める。</u></p> <p>(売買の種類)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 当日決済取引は、売買契約締結の日に決済を行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第9条 <u>削除</u></p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>1.0 当日決済取引の呼値は、同一の正会員が売</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、定款第88条の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買等に関し必要な事項を定める。</p> <p><u>2 有価証券の上場、上場廃止及び上場有価証券の管理その他の上場有価証券に関する事項は、有価証券上場規程をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(売買の種類)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 当日決済取引は、売買契約締結の日に決済を行うものとする。<u>ただし、当事者が合意するときは、その翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に限り決済を繰り延べることができる。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>(特別会員を相手方とする売買)</u></p> <p>第9条 <u>前条の規定にかかわらず、正会員と特別会員との間で行われた売買の決済等に関し必要な事項については、本所が規則により定める。</u></p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(新設)</p>

呼値とそれに対当させるための買呼値を同時に
行うことによって行うものとする。

1.1 (略)

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利札の授受を行わないものとする。

2 (略)

(過誤訂正等のための売買)

第29条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会及び立会外分売によらずに執行することができる。

2 (略)

第5章及び第6章 削除

第36条から第52条まで 削除

1.0 (略)

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、渡方会員は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(過誤訂正等のための売買)

第29条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会によらずに執行することができる。

2 (略)

第5章 売買の決済

(決済時限)

第36条 売買の決済時限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 平日 午後3時

(2) 半休日 午後2時

2 本所は、必要があると認めるときは、前項の

(削る)

決済時限を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を会員に通知する。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第37条 会員が売買の決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通取引、発行日決済取引及び第30条に規定する立会外分売に係る売買(それぞれの売買に係る第29条に規定する過誤訂正等のための売買を含む。第38条において同じ。)

決済日を同一とする同一会員の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

(2) 当日決済取引(第29条に規定する過誤訂正等のための売買を含む。第38条において同じ。)

売買契約締結ごとの売買代金の額及び有価証券の数量

(売買の決済方法)

(削る)

第38条 売買の決済に係る金額の授受は、本所が金銭を受領する会員(以下「受領会員」という。)に代わって、金銭を支払う会員から金銭を受領し、当該金銭を各受領会員に交付することにより行う。この場合における金銭の受払については、本所が定めるところによるものとする。

2 売買の決済に係る有価証券の授受は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 機構取扱株券及び転換社債型新株予約権付社債券の売買

本所が指定する相手方(当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方。次号において同じ。)との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものと

し、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(2) 前号以外の売買

本所が指定する相手方との間において、有価証券を授受することにより行う。

(決済物件の制限)

第38条の2 上場会社の株式の併合に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合の効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売買の決済物件として取り扱わないものとする。

(有価証券の組合せ)

第39条 渡方会員が、第38条第2項第2号に掲げる売買の決済のために引き渡す有価証券の券種の組合せについては、本所が定めるところによるものとする。

(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)

第40条 旧株券と新株券との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもってこれに代えることができない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(吸収合併の場合の決済物件)

第41条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被併会社(会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。)株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降における当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

(削る)

(商号変更の場合の決済物件)

第41条の2 上場会社が商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)を行う場合の商号変更日以降の当該上場会社の株券の売買については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

(削る)

(有価証券引渡票による決済)

第42条 渡方会員は、普通取引につき、やむを得ない事由によって第38条第2項及び第3項に規定する有価証券の授受を行うことができない場合において、本所にその事由をそ明し、かつ、受方会員の承認を受けたときは、有価証券引渡票を受方会員に交付することにより、当該普通取引に係る有価証券の決済を行うことができる。

2 前項のほか、普通取引以外の売買の決済について、本所が特に必要があると認めた場合は、渡方会員は、受方会員の承認を受けて、有価証券引渡票を交付することにより、当該売買に係る有価証券の決済を行うことができる。

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済

は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、受方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除外する。))の日)までに行わなければならない。

(1) 株主(優先出資者を含む。)の権利を確保するための株主名簿(優先出資者名簿を含む。)閉鎖開始日の前日等の日

(2) 優先株の発行者の定める転換条件の変更が行われる日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日

(3) 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券の期中償還請求期間満了の日

(4) 機構取扱株券(優先出資証券を除く。)の発行者が営業年度を1年とする会社である場合(商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) 利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日

(6) 転換社債型新株予約権付社債券の抽選償還の当選番号発表日の前日

4 前3項のほか、有価証券引渡票に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(抽選償還に係る受渡有価証券の引換え)

(削る)

第43条 抽選により償還されることが確定している債券又は新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)が、当該当選番号発表の日以降、売買の決済のために用いられた場合において、受方会員は、本所が定める規則により、その相手方会員に当該銘柄の他の債券又は新株予約権付社債券等との引換えを請求することができる。

(削る)

(事故証券の処理)

第44条 売買の決済に関し用いられた有価証券について、事故が発見された場合には、本所が定める規則により本所を通じて処理するものとする。

(削る)

第45条 削除

(システム障害時等における決済日の繰延べ)

(削る)

第45条 本所は、売買の決済(第42条第3項に規定する貸借の決済を含む。以下この条及び次条において同じ。)を行うために必要な本所又は本所以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して売買の決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰延べることができる。この場合においては、あらかじめその旨を会員に通知する。
2 前項に規定する決済日の繰延べに関し必要な事項は、本所がその都度定める。

(削る)

(決済不履行の場合における処置)

第46条 本所は、会員が売買の決済を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときは、本所が必要と認める期間、当該会員に対し、売買の停止並びに本所を通じて受けるべき有価証券及び金銭の全部又は一部の引取りの停止の処置を

行う。

2 本所は、会員が売買の決済を履行しない場合において、本所が指定する他の正会員をして、当該不履行の処理に必要な有価証券の売付け又は買付けを行わせることができる。

3 本所は、第1項の規定により引取りを停止した有価証券及び金銭については、売買の決済の不履行の弁済に充当することができる。

4 第1項の規定により売買を停止された会員は、本所の承認を受けて、その期間中、売買及びこれに関する取引で未決済のものを、他の正会員に引継ぐことができる。

(削る)

第6章 発行日決済取引の計算及び売買証拠金等

(決済日に授受する金銭の額及び有価証券の数量の算定)

(削る)

第47条 本所は、発行日決済取引につき、会員ごとに銘柄別に売買契約期間中における毎日の売買株数及び売買約定代金を加算して、総売付株数又は総買付株数及び総売付代金又は総買付代金を算出して、決済日において授受する金銭の額及び有価証券の数量を算定するものとする。

(売買証拠金)

(削る)

第48条 会員は、発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、本所が定める規則により算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して4日目の日の正午までに、本所に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに相当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。

2 会員は、前項の売買証拠金の額につき、相場の変動により増額となるときは、当該増加額以上の売買証拠金を変更計算が生じた日から起算し

て4日目の日の正午までに、本所に預託するものとする。

(売買証拠金代用有価証券)

(削る)

第49条 会員は、前条の売買証拠金につき、本所が定める規則に従い、有価証券をもって代用差入れすることができる。

(計算上の損失額)

(削る)

第50条 本所は、発行日決済取引につき会員ごとに、銘柄別の総売付代金又は総買付代金と当日の最終値段(本所が定めるところにより特別気配表示が行われているとき又は表示した気配値段があるときは、当該最終特別気配値段又は気配値段(以下この条において「気配等」という。))を含むものとし、当日に成立した約定値段(気配等を含む。))がない場合は、前日の最終値段(気配等を含む。))とする。))を総売付株数又は総買付株数に乗じて得た金額とを比較し、総売付及び総買付に係る損益を総合して計算を行い、損勘定となる会員は当該損失額に相当する金額(以下「計算上の損失額」という。))を本所に預託するものとする。

2 会員は、前項の計算上の損失額を当該損失計算が生じた日から起算して4日目の日の正午までに本所に預託するものとする。

3 第1項の計算上の損失額については、前条の規定を準用する。

(発行日決済取引の売買契約の解消等)

(削る)

第51条 本所は、発行日決済取引につき、当該株券の発行条件が変更される場合又はその決済期日までに当該株券が発行されない場合若しくは発行されないと認められる場合には、当該発行日決済取引の決済物件若しくは決済期日の変更又は売買契約の解消に関する措置を行うことができる。

(削る)

第 7 章 売買に関する制約等

(総売買高等の通知及び公表)

第 6 2 条 (略)

(有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者)

第 6 6 条 会員は、信認金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受 (第 2 項及び第 5 項において同じ。) を、次項の規定により選任した有価証券取扱責任者又は第 3 項の規定により選任した有価証券取扱者によって行わなければならない。

2 会員は、信認金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受に関する業務の統括に当たらせるため、本所の承認を受けて、その役員又は従業員のうちから有価証券取扱責任者 1 人を選任しなければならない。

3・4 (略)

5 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者が、信認金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受を行う場合には、本所が交付する有価証券取扱責任者又は有価証券取扱者の資格を証する書面を着用していなければならない。

6 (略)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第 6 9 条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規程 (第 5 3 条及び第 5 4 条を除く。) を適用する。

2 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取

第 5 2 条 削除

第 7 章 売買に関する制約

(正会員等への通知及び公表)

第 6 2 条 (略)

(有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者)

第 6 6 条 会員は、本所における取引の決済に係る有価証券の授受 (信認金及び売買証拠金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受を含む。第 2 項及び第 5 項において同じ。) を、次項の規定により選任した有価証券取扱責任者又は第 3 項の規定により選任した有価証券取扱者によって行わなければならない。

2 会員は、本所における取引の決済に係る有価証券の授受に関する業務の統括に当たらせるため、本所の承認を受けて、その役員又は従業員のうちから有価証券取扱責任者 1 人を選任しなければならない。

3・4 (略)

5 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者が、本所における取引の決済に係る有価証券の授受を行う場合には、本所が交付する有価証券取扱責任者又は有価証券取扱者の資格を証する書面を着用していなければならない。

6 (略)

(新設)

次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買の取次ぎを行う者とみなして、第14条第1項第3号及び第4号の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第8条の改正規定は同年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

清算・決済規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、業務規程第1条の2第1項の規定に基づき、本所の市場における有価証券の売買に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規程において使用する有価証券の売買に係る用語(株券を除く。)の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例並びに立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「立会外取引特例」という。)において定めるところによるものとする。

(有価証券債務引受業等を行う者の指定等)

第3条 本所は、本所の市場において成立した有価証券の売買に関し、有価証券債務引受業等を行わせる証券取引清算機関として、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)を指定する。

第2章 清算参加者の決済

(清算参加者の決済)

第4条 本所の市場において成立した有価証券の売買の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより清算参加者(クリアリング機構の清算資格を有する者をいう。)とクリアリング機構との間で行う。

第3章 非清算参加者と清算参加者との間の有価証券の売買に係る決済

(受渡時限)

第5条 非清算参加者(定款第37条の2に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。)は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買について、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者(当該非清算参加者が定款第37条の4の規定により指定した他社清算参加者(クリアリング機構の業務方法書に規定する他者清算参加者をいう。)をいう。以下同じ。)が指定する日時までに、引き渡すべき有価証券又は支払うべき金銭を指定清算参加者に交付するものとする。

(決済のために授受する金銭及び有価証券)

第6条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買の決済のために非清算参加者と指定清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通取引、発行日決済取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る決済

決済日を同一とする同一非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

(2) 当日決済取引及び立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)の決済

決済日を同一とする同一非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

(決済物件の制限)

第7条 株式の併合に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合の効力発生の日以後、決済物件として取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、受益証券について準用する。

(有価証券の組合せ)

第8条 非清算参加者が、指定清算参加者に引き渡す有価証券の券種の組合せについては、本所が定めるところによるものとする。

(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)

第9条 株券(優先出資証券及び受益証券を含む。以下この条において同じ。)について、旧株券と新株券との双方が既に上場されているか又はその一方が既に上場され他の一方が新たに上場されることとなった場合で、その権利義務が同一となり、両者を併合して売買を行うこととなった場合には、当該売買開始の日以降に到来する決済については、これらを同一に取り扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもってこれに代えることができない。

(吸収合併の場合の決済物件)

第10条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)以降における当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

2 前項の規定は、優先出資証券について準用する。

(商号変更の場合の決済物件)

第11条 上場会社が商号変更を行う場合の商号変更日以降の株券の売買の決済については、本所
が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

2 前項の規定は、優先出資証券の発行者が名称変更を行った場合の当該優先出資証券、及び投資
信託の名称変更が行われた場合の受益証券について、それぞれ準用する。

(有価証券の決済の繰延べ)

第12条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買についてやむを
得ない事由によって第5条に規定する受渡時限までに有価証券の引渡しを行うことができない
場合において、指定清算参加者の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該有価証
券の引渡しを翌日に繰り延べることができる。

(発行日決済取引の清算値段)

第13条 発行日決済取引の清算値段は、クリアリング機構が、発行日取引の清算値段として定め
る値段とする。

(発行日決済取引の約定値段と清算値段との差額の支払い)

第14条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引について、約定
値段と売買契約締結の日の清算値段とを比較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭
を指定清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う非清算参加者
は、当該差額に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定清算参加者が指
定する日時までに、当該指定清算参加者に交付するものとする。

(発行日決済取引の清算値段間の差額の支払い)

第15条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引について、当該
日の清算値段と前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の清算値段とを比
較して差額を生じたときは、その差額に相当する金銭を指定清算参加者との間で授受するもの
とする。この場合において、金銭を支払う非清算参加者は、当該差額に相当する金銭を、クリア
リング機構が定める決済時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加
者に交付するものとする。

(発行日決済取引の決済値段)

第16条 発行日決済取引の決済値段は、当該発行日決済取引の最終日の清算値段とする。

(発行日決済取引の売買証拠金)

第17条 非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引が成立したとき

は、本所が定めるところにより算出した額以上の売買証拠金を売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日の正午までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に預託するものとする。ただし、当該銘柄の売付け又は買付けに対当する買付け又は売付けがある場合においては、その総売付数量と総買付数量との差引数量につき算出した額の売買証拠金の預託があれば足りるものとする。

- 2 前項の売買証拠金は、本所が定める規則に従い、有価証券をもって代用差入れすることができる。

第4章 雑則

(発行日決済取引の売買契約の解消等)

第18条 本所は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく発行日決済取引につき、その対象株券の発行条件が変更される場合又はその決済期日までに当該対象株券が発行されない場合若しくは発行されないと認められる場合には、当該発行日決済取引に係る非清算参加者の決済について決済物件若しくは決済期日の変更又は売買契約の解消に関する措置を行うことができる。

- 2 前項の規定は、新株引受権証書、優先出資証券及び優先出資引受権証書について準用する。

付 則

- 1 この規程は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)にクリアリング機構の清算資格を取得する会員は、当該会員の本所の市場における有価証券の売買で施行日において未決済のものについて、クリアリング機構の定めるところによりその決済を行う。

信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">信用取引・貸借取引規程</p> <p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第 7 条 正会員は、株券 (優先出資証券 (協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。) を含む。) のうち制度信用取引を行うことができる銘柄 (以下「制度信用銘柄」という。) 以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸借取引の制限)</p> <p>第 1 1 条 正会員は、制度信用取引に基づく普通取引に係る決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る普通取引に係る決済以外のために貸借取引を行ってはならない。</p> <p>(削る)</p> <p>(貸借取引に係る決済)</p> <p>第 1 2 条 貸借取引 (有価証券等清算取次ぎによるものを含む。) に係る金銭又は有価証券の借入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に係る買付有価証券又は当該借入有価証券に係る売付代金の差入れ及び返戻は、株式会社日本証券クリア</p>	<p style="text-align: center;">信用取引及び貸借取引規程</p> <p>(制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止)</p> <p>第 7 条 正会員は、株券 (優先出資証券 (協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。) を含む。 <u>以下同じ。</u>) のうち制度信用取引を行うことができる銘柄 (以下「制度信用銘柄」という。) 以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</p> <p>2 制度信用銘柄の選定は、本所が定める規則により行う。</p> <p>(貸借取引の制限)</p> <p>第 1 1 条 正会員は、制度信用取引に基づく普通取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る普通取引の決済以外のために貸借取引を行ってはならない。</p> <p>(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)</p> <p>第 1 2 条 <u>正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の 6 か月目の応当日 (応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。) から起算して 4 日目 (休業日を除外する。) の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</u></p> <p>(貸借取引の決済等)</p> <p>第 1 3 条 貸借取引に係る金銭又は有価証券の借入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に係る買付有価証券又は当該借入有価証券に係る売付代金の差入れ及び返戻は、<u>本所を通じて行うものとする。</u></p>

リング機構の業務方法書に定めるところによるものとする。

(削る)

(削る)

2 前項の金銭の借入れ及び返済並びに担保としての売付代金の差入れ及び返戻は、本所が金銭を受領する会員及び指定証券金融会社(以下「受領者」という。)に代わって、金銭を支払う会員及び指定証券金融会社(以下「支払者」という。)から金銭を受領し、当該金銭を受領者に交付することにより行う。この場合における金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 受領者に交付する小切手は、本所が振り出すものとする。

(2) 支払者が小切手をもって本所に振り込む場合には本所が受入れを認めた銀行のものとする。ただし、本所が定める額の範囲内の小切手については、銀行の支払保証のあるものであることを要しない。

3 第1項の有価証券の借入れ及び返済並びに担保としての買付有価証券の差入れ及び返戻は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が保管振替業において取り扱う内国法人の発行する株券(以下「機構取扱株券」という。)

会員と指定証券金融会社との間において保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方に代わって保管振替機構に開設された渡方の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(2) 機構取扱株券以外の有価証券

会員と本所が指定する相手方との間において、有価証券を授受することにより行うものとする。

第4章 雑則

(新設)

(自己の信用売り又は信用買いの決済期限)

第13条 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る普通取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して4日目(休業日を除く。)の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

(新設)

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第14条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者と、貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなしてこの規程(第12条を除く。)を適用する。

(新設)

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の2第2項の規定に基づき、有価証券の上場、上場廃止及び上場有価証券の管理その他上場有価証券に関する必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条第2項の規定に基づき、有価証券の上場、上場廃止及び上場有価証券の管理その他上場有価証券に関する必要な事項を定める。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 証券会員制法人 福岡証券取引所(以下「取引所」という。)の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買(有価証券等清算取次ぎを除く。)の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(当日決済取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第7条 当日決済取引における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日(会員と顧客が合意するときは、その翌日)における<u>会員と顧客との合意により定める時限までに</u>、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に<u>取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合</u>には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(発行日決済取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 証券会員制法人 福岡証券取引所(以下「取引所」という。)の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(当日決済取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第7条 当日決済取引における有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日における<u>取引所の決済時限の30分前までに</u>、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず、正会員が<u>取引所の定める時限までに前3項の売買を取引所を通じて決済するために必要と認めて</u>、受託に際して別に日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(発行日決済取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(新設)</p>

（利子の日割計算）

第11条 債券（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の売買のうち利付債券の売買並びに利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 （略）

（有価証券引渡票の交付を受けた場合の措置）

第12条 正会員は、委託に基づく有価証券の買付けに係る決済に際し、買付有価証券に代えて有価証券引渡票の交付を受けた場合において、買付顧客の承諾を受けたときは、当該買付有価証券の顧客への引渡しを延期することができる。

（引渡有価証券の券種及び組合せ）

第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの

（利子の日割計算）

第11条 債券（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の売買のうち利付債券の売買並びに利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日（取引所が定めるところにより、決済を繰り延べる場合にあっては、当初の決済日をいう。以下この条において同じ。）までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 （略）

（有価証券引渡票の交付を受けた場合の措置）

第12条 正会員は、取引所における決済に際し、買付有価証券に代えて有価証券引渡票の交付を受けた場合において、買付顧客の承諾を受けたときは、当該買付有価証券の顧客への引渡しを延期することができる。

（引渡有価証券の券種及び組合せ）

第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの

委託（第4号に定める売付けの委託を除く。）において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券又は新株引受権証書（共同組織金融機関の発行する優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）の売付けについては、売買単位の券種の株券若しくは新株引受権証書又は他の券種の株券若しくは新株引受権証書で各株券若しくは新株引受権証書の表示する株式数（優先出資の口数を含む。以下同じ。）の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2)～(4) (略)

2 (略)

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、上場会社（取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。）の株式の併合に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合の効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売付けの決済のために引き渡すことができない。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第42条 顧客が、所定の時限までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付しないとき、発行日決済取引に関し預託すべき委託保証金又は損失計算が生じた場合において損失に相当する額の金銭を正会員に預託しないとき及び信用取引に関し預託すべき委託保証金若しくは支払うべき金銭を正会員に預託せず若しくは支払わないとき又はその貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行わない場合には、正会員は、任意に、当該売買又は信用取引を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約の締結（その委託を含む。）を行うことができる。

2・3 (略)

委託（第4号に定める売付けの委託を除く。）において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券又は新株引受権証書（優先出資証券証書を含む。以下同じ。）の売付けについては、売買単位の券種の株券若しくは新株引受権証書又は他の券種の株券若しくは新株引受権証書で各株券若しくは新株引受権証書の表示する株式数（優先出資の口数を含む。以下同じ。）の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2)～(4) (略)

2 (略)

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、上場会社（取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。）の株式（優先出資を含む。以下同じ。）の併合に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合の効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売付けの決済のために引き渡すことができない。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第42条 顧客が、所定の時限までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付しないとき、発行日決済取引に関し預託すべき委託保証金又は損失計算が生じた場合において損失に相当する額の金銭を正会員に預託しないとき及び信用取引に関し預託すべき委託保証金若しくは支払うべき金銭を正会員に預託せず若しくは支払わないとき又はその貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行わない場合には、正会員は、任意に、当該売買又は信用取引を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約を締結することができる。

2・3 (略)

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第7条の改正規定は同年1月10日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項<u>に掲げるもの</u>に該当する場合には、指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</p> <p>d (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 当該銘柄が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項<u>の規定に基づき主務大臣が指定したものに</u>該当する場合には、指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</p> <p>d (略)</p>
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 当該銘柄(保振法第2条第1項<u>に掲げるもの</u>に限る。)の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 当該銘柄(保振法第2条第1項<u>の規定に基づき主務大臣が指定したものに</u>限る。)の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</p> <p>(6) (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 当該銘柄が商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議が行われている新株予約権付社債券(以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」という。)である場合には、指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時まで当該同意がなされる見込みのあるものであること。</p> <p>e (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 当該銘柄が株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「<u>保振法</u>」という。)第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに該当する場合であって、かつ、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議が行われている新株予約権付社債券(以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」という。)である場合には、指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時まで当該同意がなされる見込みのあるものであること。</p> <p>e (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 当該銘柄(転換社債型新株予約権付社債券であるものに限る。)の発行者が当該銘</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 当該銘柄(<u>保振法第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものであって、</u></p>

柄について指定保管振替機関に対する保振法
第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(8) (略)

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施
行する。

かつ、転換社債型新株予約権付社債券である
ものに限る。)の発行者が当該銘柄について
指定保管振替機関に対する保振法第6条の2
に規定する同意を撤回した場合

(8) (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場、売買及びその決済並びに受益証券の売買の受託等について、有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の定めるところによる。</p> <p>(呼値)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 当日決済取引の呼値は、同一の会員が売呼値とそれに対当させるための買呼値を同時に行うことによって行うものとする。</u></p> <p><u>5 この特例に定めるもののほか、受益証券の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。</u></p> <p>第26条から第29条 削除</p>	<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。以下「投資信託」という。)の受益証券(以下「受益証券」という。)の上場、売買及びその決済並びに受益証券の売買の受託等について、有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の定めるところによる。</p> <p>(呼値)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 この特例に定めるもののほか、受益証券の呼値に関し必要な事項については、本所が定める。</u></p> <p><u>(売買の決済に係る受益証券の授受)</u></p> <p>第26条 <u>売買の決済に係る受益証券の授受は、本所が指定する相手方(当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方)との間において、株式会社証券保管振替機構(以下「保</u></p>

管振替機構」という。)における口座の振替により行うものとし、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(削る)

第27条 削除

(有価証券引渡票による決済)

(削る)

第28条 渡方正会員は、普通取引につき、やむを得ない事由によって、第26条に規定する受益証券の授受を行うことができない場合において、本所にその事由をそ明し、かつ、受方正会員の承認を受けたときは、有価証券引渡票を受方正会員に交付することにより、当該普通取引に係る受益証券の決済を行うことができる。

2 前項のほか、当日決済取引の決済について、本所が特に必要があると認めた場合は、渡方正会員は、受方正会員の承認を受けて、有価証券引渡票を交付することにより、当該当日決済取引に係る受益証券の決済を行うことができる。

3 有価証券引渡票に係る受益証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(以下「有価証券引渡票に係る受益証券の貸借の決済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る受益証券の貸借の決済期限までの間に収益分配金を受ける者を確定するための基準日等の日(以下「基準日等の日」という。)が到来する場合の有価証券引渡票に係る受益証券の貸借の

(削る)

(業務規程の読替え)

第30条 受益証券に係る業務規程第2条第2項、第8条第3項、第30条及び第31条の規定の適用については、同第2条第2項中「前項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第14条」と、同第8条第3項中「次の各号に掲げる日の売買」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第22条第1項の規定により受益証券について収益分配落として定める期日の売買」と、同第30条中「第8条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、「銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条」とあるのは「受益証券が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第10条」と、同第31条中「当該銘柄の配当落等の期日、転換条件の変更期日又は行使条件の変更日の前日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」とする。

決済は、受方正会員の承諾を受けたときを除き、当該基準日等の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。当該基準日等の日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除外する。))までに行わなければならない。

4 前3項のほか、有価証券引渡票に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

第29条 削除

(業務規程の読替え)

第30条 受益証券に係る業務規程第2条第2項、第8条第3項、第30条、第31条及び第45条第1項の規定の適用については、同第2条第2項中「前項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程及び受託契約準則の特例第14条」と、同第8条第3項中「次の各号に掲げる日の売買」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第22条第1項の規定により受益証券について収益分配落として定める期日の売買」と、同第30条中「第8条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、「銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条」とあるのは「受益証券が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程及び受託契約準則の特例第10条」と、同第31条中「当該銘柄の配当落等の期日、転換条件の変更期日又は行使条件の変更日の前日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、同第45条第1項中「第42条

第 3 1 条 削 除

第 4 章 信用取引・貸借取引規程の特例

(制度信用取引に係る権利処理)

第 3 3 条 受益証券の制度信用取引 (信用取引・
貸借取引規程第 2 条第 1 項に規定する制度信用
取引をいう。) に係る収益分配金請求権その他
の権利の処理に関し必要な事項については、本
所が規則により定める。

(貸借取引に係る決済)

第 3 5 条 貸借取引 (有価証券等清算取次ぎによ
るものを含む。) に係る金銭又は受益証券の借
入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に
係る買付受益証券又は当該借入受益証券に係る
売付代金の差入れ及び返戻は、株式会社日本証
券クリアリング機構の業務方法書に定めるとこ
ろによるものとする。

(削る)

第 3 項に規定する貸借の決済」とあるのは「日
経 3 0 0 株価指数連動型上場投資信託の受益証
券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用
取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特
例第 2 8 条第 3 項に規定する貸借の決済並びに
第 5 0 条に規定する損失額に相当する金額の預
託」とする。

(特別会員を相手方とする売買)

第 3 1 条 正会員と特別会員との間で行われた売
買の決済等については、本所が定めるところに
よるものとする。

第 4 章 信用取引及び貸借取引規程の特例

(制度信用取引に係る権利処理)

第 3 3 条 受益証券の制度信用取引 (信用取引及
び貸借取引規程第 2 条第 1 項に規定する制度信
用取引をいう。) に係る収益分配金請求権その
他の権利の処理に関し必要な事項については、
本所が規則により定める。

(貸借取引の決済等)

第 3 5 条 貸借取引に係る金銭又は受益証券の借
入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に
係る買付受益証券又は当該借入受益証券に係る
売付代金の差入れ及び返戻は、本所を通じて行
うものとする。

2 前項の金銭の借入れ及び返済並びに担保とし
ての売付代金の差入れ及び返戻は、本所が金銭を
受領する正会員及び指定証券金融会社 (以下「受
領者」という。) に代わって、金銭を支払う正会
員及び指定証券金融会社 (以下「支払者」という。)
から金銭を受領し、当該金銭を受領者に交付す
ることにより行う。この場合における金銭の受払い

(削る)

(信用取引・貸借取引規程の読替え)

第36条 受益証券に係る信用取引・貸借取引規程第8条第1項の規定の適用については、同項中「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄(以下「貸借銘柄」という。)」とあるのは「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる受益証券」とする。

は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 支払者は、本所が指定する銀行に売買の決済を行うために設けられた本所名義の口座に振り込むものとし、小切手をもって振り込む場合には、本所が受入れを認めた銀行その他の金融機関のものであって、正会員においては、当該銀行その他の金融機関の支払保証のあるもの又は当該銀行その他の金融機関の自己あてのものとする。ただし、本所が正会員ごとに定める額の範囲内の小切手については支払保証のあるもの又は自己あてのものであることを要しない。

(2) 受領者は、本所の指定する銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。

3 第1項の受益証券の借入れ及び返済並びに担保としての買付受益証券の差入れ及び返戻は、正会員と指定証券金融会社との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方に代わって保管振替機構に開設された渡方の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(信用取引及び貸借取引規程の読替え)

第36条 受益証券に係る信用取引及び貸借取引規程第8条第1項の規定の適用については、同項中「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄(以下「貸借銘柄」という。)」とあるのは「貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる受益証券」とする。

(当日決済取引における顧客の受渡時限)

第37条 当日決済取引における受益証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日(会員と顧客が合意するときは、その翌日)における会員と顧客との合意により定める時限までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(普通取引における顧客の受渡時限)

第38条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に取引所が指定する証券取引清算機関が定める決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

第5章 雑則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第42条 第3章および第4章に規定する受益証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該受益証券の売買を行う者と、第4章に規定する貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなしてこの規程を適用する。

付則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第37条の規定は、同年1月10日から施行する。

(当日決済取引における顧客の受渡時限)

第37条 当日決済取引における受益証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日における本所の決済時限の30分前までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(普通取引における顧客の受渡時限)

第38条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、正会員が本所ので定める時限までに前2項の売買を本所を通じて決済するために必要と認めて、受託に際して別に日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付受益証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(新設)

(新設)

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所市場における立会外取引(次条に規定する有価証券の単一銘柄取引及び終値取引をいう。以下同じ。)及び立会外取引(有価証券等の清算取次ぎを除く。)の受託等について、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めないものについては、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の定めるところによる。</p> <p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日(終値取引については、第2号に定める日)に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 売買契約締結の日。</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。))</p> <p>第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。))が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。))を除く。)の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に</p>	<p>立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所市場における立会外取引(次条に規定する有価証券の単一銘柄取引及び終値取引をいう。以下同じ。)及びその決済並びに立会外取引の受託等について、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 この特例に定めないものについては、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の定めるところによる。</p> <p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日(終値取引については、第2号に定める日)に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 売買契約締結の日。ただし、当事者が合意するときは、その翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)に限り決済を繰り延べることができる。</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。))</p> <p>第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券(機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。))が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。))を除く。)の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に</p>

定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については5日目の日とする。

（呼値）

第6条（略）

2～5（略）

6 第5条第1号に掲げる日に決済を行う立会外取引の呼値は、同一の正会員が売呼値と対当させるための買呼値を同時に行うものとする。

7（略）

第13条 削除

（総売買高等の通知及び公表の時期）

第14条（略）

（準用規定）

第15条 規程第4条及び同第5条の規定は、立会

定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の売買については5日目の日とする。

（呼値）

第6条（略）

2～5（略）

（新設）

6（略）

（決済のために授受する金銭及び有価証券）

第13条 正会員が立会外取引（前条に規定する過誤訂正等のための売買を含む。）の決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

（1）第5条第1号に規定する日に決済を行う立会外取引

売買契約締結ごとの売買代金の額及び有価証券の数量

（2）第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引

決済日を同一とする同一正会員の総売付代金の額と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量

2 前項第2号に規定する決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、規程第37条第1号に規定する決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量に含めるものとする。

（正会員等への通知及び公表の時期）

第14条（略）

（準用規定）

第15条 規程第4条、同第5条、同第38条、同第

外取引について準用する。

第3章 信用取引・貸借取引規程の特例

(立会外取引のための貸借取引)

第16条 信用取引・貸借取引規程第11条の規定にかかわらず、正会員は、第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引について、制度信用取引(信用取引・貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。)に基づく立会外取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る立会外取引の決済のために、信用取引・貸借取引規程第1条第1項に定める貸借取引を行うことができる。

2 (削る)

(立会外取引に係る自己信用売り又は信用買いの決済期限)

第16条の2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して4日目の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

(顧客の受渡時限)

第19条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) 第5条第1号に規定する日に決済を行う単

42条及び同第46条の規定は、立会外取引について準用する。

第3章 信用取引及び貸借取引規程の特例

(立会外取引のための貸借取引)

第16条 信用取引及び貸借取引規程第11条の規定にかかわらず、正会員は、第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引について、制度信用取引(信用取引及び貸借取引規程第2条第1項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。)に基づく立会外取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る立会外取引の決済のために、信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に定める貸借取引を行うことができる。

2 正会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る立会外取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。)から起算して4日目の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

(新設)

(顧客の受渡時限)

第19条 立会外取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) 第5条第1号に規定する日に決済を行う単

一銘柄取引の委託

売買成立の日（正会員と顧客が合意するときは、その翌日）における正会員と顧客との合意により定める時限

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に本所が指定する証券取引清算機関が定める決済期限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(削る)

第5章 雑則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第22条 立会外取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する

一銘柄取引の委託

売買成立の日における本所の決済時限の30分前（対当取引（当該委託に基づく売付け又は買付けの呼値が当該呼値を行った正会員の買付け又は売付けの呼値と対当した取引をいう。）である場合は、正会員と顧客との合意により定める時限）

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、正会員が受託に際して別に本所の決済時限までの間の日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(口座振替による受渡し)

第21条 正会員は、顧客から株券（機構非取扱株券を除く。）又は転換社債型新株予約権付社債券（機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。）の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りではない。

(新設)

会員を当該立会外取引を行う者とみなして第2章及び第3章の規定を適用する。

2 貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行う者とみなして第3章の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第5条及び第19条第1項の改正規定は、同年1月10日から施行する。

清算部規則を廃止する規則

次の規則を廃止する。

(1) 清算部規則

付 則

この規則は、平成 1 5 年 1 月 1 4 日から施行する。

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第14条第1項、同第20条、同第21条、同第34条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</p> <p>(会費の納入日)</p> <p>第2条 定款第14条第1項に規定する定額会費及び定率会費の本所への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。</p> <p>(本所が指定する証券金融会社)</p> <p>第5条 第34条第1項に規定する本所が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第14条第1項、<u>同第14条の2第1項、同第15条第1項</u>、同第20条、同第21条、<u>同第26条第1項</u>、同第34条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</p> <p>(会費等の納入日)</p> <p>第2条 定款第14条第1項、<u>同第14条の2第1項及び同第15条第1項</u>に規定する定額会費、<u>定率会費、決済に係る手数料及び特別会費</u>の本所への納入の日は、毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とする。</p> <p>(本所が指定する証券金融会社)</p> <p>第5条 <u>定款第26条第1項及び第34条第1項</u>に規定する本所が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。</p> <p><u>(本所が指定する口座管理機関)</u></p> <p>第6条 <u>定款第26条第1項に規定する有価証券の振替決済に係る口座を管理する機関は、日本証券決済株式会社とする。</u></p>

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第16条第3項の規定に基づき、信託金の代用として、差し入れることができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 信託金の代用として、差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。次号において同じ。)</p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>政府保証債券</u></p> <p style="text-align: right;">100分の90</p> <p>(5)の2 <u>特殊債券(政府保証債券を除く。)</u></p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(6) 国内の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第16条第3項の規定に基づき、<u>会員が</u>信託金の代用として、<u>本所に</u>差し入れることができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 <u>会員が</u>、<u>信託金の代用として、本所に</u>差し入れることができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) <u>本所又は国内の他の証券取引所に</u>上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)をいう。以下同じ。)</p> <p style="text-align: right;">100分の70</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特別の法律により法人の発行する債券</u></p> <p style="text-align: right;"><u>政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの</u></p> <p style="text-align: right;">100分の90</p> <p style="text-align: right;"><u>その他のもの</u></p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に</u>上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。)第2条第1項第4号に掲げる</p>

9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(6)の2 国内の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80

(7)・(7)の2 (略)

(8) 国内の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80

(9) (略)

(10) 円貨建外国債券（証券取引法施行令第2条に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のもの）であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85

(11) 投資信託の受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（休業日に当たるときは、順

有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(6)の2 本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80

(7)・(7)の2 (略)

(8) 国内の他の証券取引所に上場されている交換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80

(9) (略)

(10) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債券及び交換社債券以外の社債券）であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(11) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（本所又は国内の他の証券取引所に上場されているも

次繰り上げる。以下同じ。)の時価を公表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(2) (略)

(3) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を公表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) (略)

3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(端数金額の調整)

第2条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

の及び投資信託協会が前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を公表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(2) (略)

(3) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を公表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) (略)

3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を公表するものに限る。

(端数金額の調整)

第2条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

(被合併会社株券等の代用の取扱い)

第3条 合併の場合において清算・決済規程第10条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社(会社以外の法人を含む。)株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。)及び商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)の場合において同規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、信認金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 (略)

(代用有価証券からの除外)

第4条 国内の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この項及び次項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信認金の代用有価証券から除外する。

2 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合(国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

(被合併会社株券等の代用の取扱い)

第3条 合併の場合において業務規程第41条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社(会社以外の法人を含む。)株券(投資信託受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。)及び商号変更(名称変更を含む。以下同じ。)の場合において同規程第41条の2の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、信認金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 (略)

(代用有価証券からの除外)

第4条 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から当該株券及び当該株券(当該投資信託受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

2 日本証券業協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合(本所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。)には、登録を取り消されることとなった日の翌日

券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、信認金の代用有価証券から除外する。

- 3 前2項の規定は、信認金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

(代用有価証券の制限)

第5条 会員が本所に信認金の代用として差し入れる株券は、当該会員の名義のものに限るものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。

- 3 前2項の規定は、信認金代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

(代用有価証券の制限)

第5条 会員が本所に信認金の代用として差し入れる株券は、当該会員の名義のもの(株式会社証券保管振替機構が保管振替業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により差し入れる場合は、当該会員の自己分)に限るものとする。

売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</u></p> <p><u>第7条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

有価証券の売買の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査項目)</p> <p>第 4 条 前条各号に掲げる有価証券の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p><u>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</u></p> <p>第 6 条 <u>有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(審査項目)</p> <p>第 4 条 前条各号に掲げる有価証券の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち必要なものについて行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>委託者に関する事項及び当該委託者の売付け又は買付けの状況</u></p> <p>(4) ・ (5) (略)</p> <p>(新 設)</p>

天災地変が発生した場合の非常措置に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 天災地変が発生し、<u>有価証券等清算取次ぎの委託に基づく本所の市場における有価証券の売買等に係る非清算参加者（定款第37条の2に定める非清算参加者をいう。以下同じ。）</u>の決済が不可能又は著しく困難であると認められるに至り改めて決済の条件を定めるため緊急の必要がある場合において、定款第27条第1項の規定による理事会の決議を行うことができないときは、本所は、当該決議を経ずして、その取引について、決済日の変更その他の決済の条件を改めて定めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>1 天災地変が発生し、本所の市場における有価証券の売買等の決済が不可能又は著しく困難であると認められるに至り改めて決済の条件を定めるため緊急の必要がある場合において、定款第27条第1項の規定による理事会の決議を行うことができないときは、本所は、当該決議を経ずして、その取引について、決済日の変更その他の決済の条件を改めて定めることができる。</p> <p>2 （略）</p>

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置の全部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則</u></p> <p><u>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限</u></p> <p><u>(2) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ</u></p> <p><u>(3) 信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の正会員による本所への預託</u></p> <p><u>(4) 信用取引による売付け若しくは買付け(会員の信用売り又は信用買いを含む。)の制限又は禁止</u></p> <p><u>(5) 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の制限</u></p> <p><u>(6) 発行日決済取引につき、会員が差入れるべき売買証拠金(株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第17条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>a 売買証拠金の差入日時の繰上げ</u></p>	<p><u>有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置</u></p> <p style="text-align: center;"><u>定款第36条の2の規定に基づき、本所が上場有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限</u></p> <p><u>(2) 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金又は発行日決済取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ</u></p> <p><u>(3) 信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の正会員による本所への預託</u></p> <p><u>(4) 信用取引による売付け若しくは買付け(会員の信用売り又は信用買いを含む。)の制限又は禁止</u></p> <p><u>(5) 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の制限</u></p> <p><u>(6) 発行日決済取引につき、会員が本所に差入れるべき売買証拠金について、次に掲げる事項</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>a 売買証拠金の差入日時の繰上げ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>b 売買証拠金の額の引上げ又は当該売買証</u></p>

b 売買証拠金の額の引上げ又は当該売買証拠金の有価証券をもってする代用の制限

c 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の一定数量以上についての売買証拠金の累増

(7) 顧客の委託に基づく売付有価証券若しくは買付代金の決済日前における預託の受入れ

(8) 会員の自己計算による売付け又は買付けの制限又は禁止

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第2条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。

付則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

拠金の有価証券をもってする代用の制限

c 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の一定数量以上についての売買証拠金の累増

(7) 委託に基づく売付有価証券又は買付代金の決済日前における預託の受入れ

(8) 会員の自己計算による売付け又は買付けの制限又は禁止

公開買付けについての定款第 59 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。）の買付け等（法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。）を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公開買付者等（法第27条の3に規定する公開買付者等をいう。以下同じ。）に売付け等（法第27条の2に規定する売付け等をいう。）を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等を本所の市場において行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等の買付け等を行う者（以下「公開買付者の関係者」という。）となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公開買付者等に売付け等を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等を本所の市場において行うこと。</p> <p>2 (略)</p> <p>上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p> <p>3 (略)</p>

安定操作取引についての定款第 59 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>(1) 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付け(上場株券又は上場優先出資証券の買付けに限る。)の受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除く。)をする行為</p> <p>(2) 安定操作取引の委託をすることができる者(施行令第20条第3号各号に掲げる者)であることを知りながら、その者から買付けの受託(有価証券等清算取次ぎの受託及び安定操作取引の受託を除く。)をする行為</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券等について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託、<u>証券会社若しくは外国証券会社への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。</u>)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。</p> <p>上記 1 及び 2 の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>(1) 安定操作取引に係る有価証券の発行者であることを知りながら、当該発行者から買付けの受託(上場株券又は上場優先出資証券の買付けの受託に限る。)をする行為</p> <p>(2) 安定操作取引の委託をすることができる者(施行令第20条第3号各号に掲げる者)であることを知りながら、その者から買付けの受託(安定操作取引の受託を除く。)をする行為</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券等について買付けの受託又は売付け(証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託又は証券会社若しくは外国証券会社への売付けを除く。)をしてはならない。</p> <p>上記 1 及び 2 の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券の発行者が営業年度を 1 年とする<u>法人</u>である場合 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。) において、各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前 (休業日を除外する。以下日数計算において同じ。) の日 (6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日) とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第 1 8 条 規程第 2 5 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とす期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p>配当金 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。) 若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会 (優先出資者総会を含む。) において株主 (優先出資者を含む。) として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿 (優先出資者名簿を含む。) 閉鎖開始日の前日 (以下「権利確定日」という。) の翌日</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</p> <p>第 3 条 規程第 8 条第 3 項第 4 号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券 (<u>優先出資証券を除く。</u>) の発行者が営業年度を 1 年とする<u>会社</u>である場合 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。) において、各営業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の 3 日前 (休業日を除外する。以下日数計算において同じ。) の日 (6 か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の 4 日前の日) とする。</p> <p>(配当落等の期日)</p> <p>第 1 8 条 規程第 2 5 条第 1 項に規定する配当落又は権利落とす期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日決済取引</p> <p>配当金 (商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。) 若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会 (優先出資者総会を含む。) において株主 (優先出資者を含む。) として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿 (優先出資者名簿を含む。) 閉鎖開始日の前日 (以下「権利確定日」という。) の翌日。<u>ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、権利確定日 (権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)) とする。</u></p> <p>(2) (略)</p>

(新たな条件により売買を行う期日)

第 19 条 規程第 26 条に規定する転換条件の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日 (以下「旧条件最終適用日」という。) の翌日

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の 3 日前の日 (旧条件最終適用日が休業日に当たる場合は、旧条件最終適用日の 4 日前の日) とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。) が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の 4 日前の日 (旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の 5 日前の日) とする。

(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)

第 19 条の 2 規程第 26 条の 2 に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

期中償還請求期間満了の日の翌日

(新たな条件により売買を行う期日)

第 19 条 規程第 26 条に規定する転換条件の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日 (以下「旧条件最終適用日」という。) の翌日。ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、旧条件最終適用日 (旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)) とする。

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の 3 日前の日 (旧条件最終適用日が休業日に当たる場合は、旧条件最終適用日の 4 日前の日) とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の 4 日前の日 (旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の 5 日前の日) とする。

(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)

第 19 条の 2 規程第 26 条の 2 に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

期中償還請求期間満了の日の翌日。ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、期中償還請求期間満了の日 (期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期

(2) (略)

(立会外分売の数量)

第25条 規程第30条第1項に規定する本所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売の委託を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)は、当該銘柄の本所の売買立会における最近6か月間(本所が立会外分売に係る届出を受理した日が属する月のその前月以前6か月間とする。)の月平均売買高(普通取引の売買高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の月平均売買高に関し必要な事項は、本所がその都度定めるものとする。

(1)~(3) (略)

2 (略)

第30条から第36条 削除

(削る)

中償還請求期間満了の日の前日)とする。

(2) (略)

(立会外分売の数量)

第25条 規程第30条第1項に規定する本所が定める顧客の売付注文の数量(2人以上の顧客が同時に同一条件で立会外分売を行う場合は、当該顧客の売付注文の数量の合計)は、当該銘柄の本所の売買立会における最近6か月間(本所が立会外分売に係る届出を受理した日が属する月のその前月以前6か月間とする。)の月平均売買高(普通取引の売買高)を基準として、次の各号に掲げる数量とする。ただし、上場後6か月を経過していない銘柄の月平均売買高に関し必要な事項は、本所がその都度定めるものとする。

(1)~(3) (略)

2 (略)

第30条 削除

(金銭の受払い)

第31条 規程第38条第1項に規定する金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 金銭を受領する会員は、本所が指定する銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。

(2) 金銭を支払う会員は、本所が指定する銀行に売買の決済を行うために設けられた本所名義の口座に振り込むものとし、小切手をもって振り込む場合には、本所が受入れを認めた銀行のものであって、当該銀行の支払保証のあるもの又は当該銀行の自己あてのものとする。ただし、本所が会員ごとに定める額の範囲内の小切手については、支払保証のあるもの又は自己あてのものであることを要しな

(削る)

い。

第32条 削除

(引渡有価証券)

(削る)

第33条 規程第39条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(新株引受権証書及び優先出資引受権証書を除く。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。

(2) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券とする。

(3) 債券は、売買単位の額面金額の券種の債券又は他の券種で各債券の表示する額面金額の合計額が売買単位の額面金額となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。

(4) 新株予約権付社債券等については、新株予約権付社債券にあっては売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の新株予約券付社債券とし、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約権証券とする。

(削る)

(吸収合併の場合の決済物件)

第34条 規程第41条に規定する本所が定める期間は、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本所が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)とする。

<p>(削る)</p>	<p><u>(商号変更の場合の決済物件)</u> <u>第34条の2 規程第41条の2に規定する本所 が定める期間は、商号変更日から当該上場会社 の最初に到来する事業年度の末日までとし、同 条同項に規定する本所が定めるものは、商号変 更前の株券とする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(抽選償還に係る受渡有価証券の引換え)</u> <u>第35条 規程第43条に規定する当該銘柄の他 の有価証券との引換え請求は、当該売買取引に おける約定値段が償還金額以上の価格であると きは受方会員が、償還金額未満の価格であると きは渡方会員が、その決済日から起算して7日 以内の日までに行うものとする。</u></p>
<p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施 行する。ただし、第18条から第19条の2まで の改正規定は、同年1月10日から施行する。</p>	<p><u>第36条 削 除</u></p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第<u>11</u>項の規定に基づき、呼値に関し、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第14条第<u>10</u>項の規定に基づき、呼値に関し、必要な事項を定める。</p>

発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>清算・決済規程第17条第2項</u>の規定に基づき、発行日決済取引の売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>第2条 <u>削 除</u></p> <p>(代用価格の変更)</p> <p>第3条 本所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、<u>代用価格</u>を変更することができる。</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れること</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>業務規程第48条及び第49条</u>の規定に基づき、発行日決済取引の売買証拠金の額並びに<u>売買証拠金及び計算上の損失額</u>の代用として差し入れることができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(<u>売買証拠金の額</u>)</p> <p>第2条 <u>売買証拠金の額は、次の各号に掲げる値段に100分の10を乗じて算出した金額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。</u></p> <p>(1) <u>発行日決済取引開始日の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下この条において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>当該開始日において、当該銘柄に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この条において同じ。)</u>がない場合は、<u>当該開始日における当該銘柄の旧株券の最終値段(新株引受権証書については、当該最終値段から払込金額を控除した額)</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる約定値段がない場合は、本所がその都度定める値段</u></p> <p>(<u>売買証拠金の額の変更</u>)</p> <p>第3条 本所は、相場に著しい変動を生じた場合等<u>本所</u>が必要があると認めた場合には、<u>前条の売買証拠金の額</u>を変更することができる。</p> <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れること</p>

ができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の証券取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。次号において同じ。) 100分の70

(2)~(4) (略)

(5) 政府保証債券 100分の90

(5)の2 特殊債券(政府保証債券を除く。)
100分の85

(6) 国内の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

ができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券(新株引受権証書及び優先出資引受権証券証書を除く。) 100分の70

(2)~(4) (略)

(5) 特別の法律により法人の発行する債券
政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの

100分の90

その他のもの

100分の85

(新設)

(6) 本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社に

100分の85

(6)の2 国内の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80

(7)~(9) (略)

(10) 円貨建外国債券(証券取引法施行令第2条に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の85

(11) 投資信託の受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

証券取引所(複数の証券取引所に上場している銘柄については、本所が定める順位によ

り締結されたものに限る。)

100分の85

(6)の2 本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の80

(7)~(9) (略)

(10) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。) 100分の85

(11) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券(本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100分の85

その他のもの

100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最終価格(呼値に関する規則第9条の規定によ

り選択した証券取引所)における最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

(2) (略)

(3) 前項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち証券取引所に上場されているものについては、本所が定める順位により選択した証券取引所の最終価格(当該取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段)

3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、国内の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

(端数金額の調整)

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託の受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

(本所が定める順位)

第4条の3 第4条第2項第1号及び第4号の規

り気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該気配最終値段)

(2) (略)

(3) 前項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの

投資信託協会が発表する時価

(4) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券

日本証券業協会が発表する売買参考統計値のうち平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないもののうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているものについては、その最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該気配最終値段)

3 第1項第3号から第10号まで(第8号を除く。)に掲げる有価証券については、本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの及び日本証券業協会に登録されているもの並びに日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものに限る。

(端数金額の調整)

第4条の2 前条第1項各号に掲げる有価証券について、差入日の前々日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号及び第2号に規定する株券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) (略)

(新設)

定における本所が定める順位は、第一順位は、当該差入日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各証券取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各証券取引所の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い証券取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第5条 合併の場合において清算・決済規程第10条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更の場合において同規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、売買証拠金の代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 （略）

（代用有価証券からの除外）

第6条 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当るときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

2 日本証券業協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）

（被合併会社株券等の代用の取扱い）

第5条 合併の場合において業務規程第41条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更の場合において同規程第41条の2の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、売買証拠金の代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。

2 （略）

（代用有価証券からの除外）

第6条 本所又は国内の他の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において、当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当るときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、売買証拠金等の代用有価証券から除外する。

2 日本証券業協会に登録されている株券が、日本証券業協会により登録を取り消されることと

が、日本証券業協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

3 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。
- 2 第4条第1項に規定する当該前々日がこの規則の施行の日から平成15年7月末日までの間の日である場合における第4条の3の規定の適用については、同項中「当該差入日の前々日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該差入日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間」とあるのは「平成14年6月から11月までの間」とする。
- 3 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

なった場合（本所又は国内の他の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券の発行者が発行する社債券を、売買証拠金等の代用有価証券から除外する。

3 （略）

有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券取扱責任者の資格要件)</p> <p>第2条 有価証券取扱責任者は、当該会員の役員又は従業員で、本所の<u>信託金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受に関する業務</u>についての責任者の地位にある者でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(有価証券取扱者の資格要件)</p> <p>第3条 有価証券取扱者は、<u>信託金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受に関する業務を担当する当該会員の従業員その他同業務を的確に遂行することができる相当の知識、経験等を有すると認められる者</u>でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(有価証券取扱責任者の資格要件)</p> <p>第2条 有価証券取扱責任者は、当該会員の役員又は従業員で、本所の<u>決済関係業務</u>についての責任者の地位にある者でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(有価証券取扱者の資格要件)</p> <p>第3条 有価証券取扱者は、<u>決済関係業務を担当する当該会員の従業員その他本所の決済関係業務を的確に遂行することができる相当の知識、経験等を有すると認められる者</u>でなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 シンジケートカバー取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該シンジケートカバー取引を行う者とみなして前2項の規定を適用する。</u></p> <p>3 本所は、<u>第2項</u>の報告に係る書面を公衆の縦覧に供することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 本所は、<u>前項</u>の報告に係る書面を公衆の縦覧に供することができるものとする。</p>

清算・決済規程施行規則

(目的)

第1条 この規程は、清算・決済規程(以下「規程」という。)に基づき、本所が定める事項について規定する。

(引渡有価証券)

第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券を含む。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。

(2) 受益証券は、売買単位の券種であって、かつ、無記名式のものとする。

(3) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券とする。

(4) 債券(次号に掲げるものを除く。)は、売買単位の額面金額の券種の債券又は他の券種で各債券の表示する額面金額の合計額が売買単位の額面金額となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。

(5) 新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。)については、新株予約権付社債券にあつては売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の新株予約券付社債券とし、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約権証券とする。

(吸収合併の場合の決済物件)

第3条 規程第10条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する本所が定める期間は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本所が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)とする。

(商号変更の場合の決済物件)

第4条 規程第11条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する本所が定める期間は、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本所が定めるものは、商号変更前の株券とする。

(売買証拠金の額)

第5条 規程第17条第1項に規定する売買証拠金の額は、株式会社日本証券クリアリング機構が

定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額(円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。)以上の額とする。

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第6条 非清算参加者は、株券(株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が保管振替業において取り扱わない株券を除く。)及び転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第8条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)(保管振替機構が保管振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第5条第2項に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定クリアリング機構清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。

(1) 株主(優先出資者、受益者を含む。)の権利を確定するための基準日等の日

(2) 優先株の発行者の定める転換条件の変更(転換請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更(行使期間の中断を含む。)が行われる日の前日

(3) 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券の期中償還請求期間満了の日

(4) 株券又は優先出資証券(保管振替機構が保管振替業において取扱わない株券又は優先出資証券を除く。)の発行者が営業年度を1年とする法人である場合(商法(明治32年法律第48号)第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合を除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) 利付転換社債型新株予約権付社債券(保管振替機構が保管振替業において取扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の利払期日の前日

付則

1 この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

2 この改正規定施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第9条の規定に基づき、本所の上場有価証券の制度信用取引に係る配当請求権、新株引受権その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引及び貸借取引規程第9条の規定に基づき、本所の上場有価証券の制度信用取引に係る配当請求権、新株引受権その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。</p>
<p>(配当落調整額)</p> <p>第2条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当(中間配当(商法第293条の5第1項に規定する金銭の分配をいう。))を含む。以下同じ。)が付与された場合は、当該銘柄の発行者の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額(税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。)相当分を控除した額(以下「配当落調整額」という。)の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客(以下「信用買顧客」という。)に支払い、制度信用取引に係る株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。)の貸付けを受けている顧客(以下「信用売顧客」という。)から徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(配当落調整額)</p> <p>第2条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当(中間配当(商法第293条の5第1項に規定する金銭の分配をいう。))を含む。以下同じ。)が付与された場合は、当該銘柄の発行者の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額(税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。)相当分を控除した額(以下「配当落調整額」という。)の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客(以下「信用買顧客」という。)に支払い、制度信用取引に係る株券(優先出資証券を含む。)の貸付けを受けている顧客(以下「信用売顧客」という。)から徴収する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新株引受権等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から引受権価額を差し引いた額が1円未満となる銘柄については、これが1株(優</u></p>	<p>(新株引受権等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

先出資証券の場合には1口)当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

(新株式等の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株引受権等が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株引受権証書(優先出資引受権証書(協同組織金融機関の発行する優先出資引受権証書をいう。))を含む。以下「証書」という。)を引き渡し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。

2～4 (略)

付則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

(新株式等の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株引受権等が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株引受権証書(優先出資引受権証書を含む。以下「証書」という。)を引き渡し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。

2～4

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第7条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(優先出資証券(共同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、<u>既に制度信用銘柄に選定されているものを除き</u>これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、<u>既に貸借銘柄に選定されているものを除き</u>これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、信用取引<u>及び</u>貸借取引規程第7条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(<u>既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。</u>)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄(<u>既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。</u>)のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3)（略） (4) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a～i（略） j 本所所定の「株式の分布状況表」 この場合において、商法又は優先出資法の規定により株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行ったとき（保振法第31条第1項第3号の規定（<u>同法第39条の5において準用する場合を含む。</u>）に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該株主名簿若しくは優先出資者名簿の閉鎖時又は基準日（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。）における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3)（略） (4) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a～i（略） j 本所所定の「株式の分布状況表」 この場合において、商法又は優先出資法の規定により株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行ったとき（保振法第31条第1項第3号の規定に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該株主名簿若しくは優先出資者名簿の閉鎖時又は基準日（<u>株式会社にあつては、</u>営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。）における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>第1号に規定する上場株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場銘柄が2銘柄以上である場合は、このうち、代替性の最も強い銘柄の上場株式数が2,000単位未満となるときに第1号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注)「代替性の最も強い銘柄」とは、例えば、旧株、新株に分かれている場合の旧株をいう。以下同じ。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。</p>	<p>1. 第2条関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>第1号に規定する上場株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場銘柄が2銘柄以上である場合は、このうち、代替性の最も強い銘柄の上場株式数が2,000単位未満となるときに第1号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注)「代替性の最も強い銘柄」とは、例えば、旧株、新株に分かれている場合の旧株(業務規程第40条第2項参照)をいう。以下同じ。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p>

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「受益証券特例」という。)に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(気配表示)</p> <p>第18条 業務規程施行規則第11条の規定は、受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書に規定する気配表示について準用する。この場合において、業務規程施行規則第11条中「規程第12条第2項第4号及び第5項かっこ書、同第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書」とあるのは「受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書」と、「呼値に関する規則第9条」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第9条」と読み替えるものとす</p>	<p>日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例(以下「受益証券特例」という。)に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(気配表示)</p> <p>第18条 業務規程施行規則第11条の規定は、受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書に規定する気配表示について準用する。この場合において、業務規程施行規則第11条中「規程第12条第2項第4号及び第5項かっこ書、同第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書」とあるのは「受益証券特例第19条第4項かっこ書、同第30条の規定により読み替えて適用する業務規程第31条第1項かっこ書並びに同第34条第1項かっこ書」と、「呼値に関する規則第9条」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第9条」と読み替えるもの</p>

る。

(呼値の制限値幅)

第20条 呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項(ただし書を除く。)及び第3項並びに同第5条の規定は、受益証券特例第20条第3項に規定する本所が定める呼値の値幅について準用する。この場合において、呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項中「株券」とあるのは「受益証券」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項」と、同第5条中「第2条、第2条の2及び第3条」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項及び第3項」と、「全部又は一部の銘柄」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(呼値に関する事項)

第21条 呼値に関する規則第2条、同第3条、同第4条(第1項を除く。)、同第7条、同第8条(第1項第1号を除く。)及び同第9条(第1項第1号、第3項及び第4項第2号から第5号を除く。)の規定は、受益証券特例第20条第4項に規定する本所が定める事項について準用する。この場合において、呼値に関する規則第3条中「業務規程第28条」とあるのは「受益証券特例第23条」と、同第4条中「売買システムによる売買以外の売買」とあるのは「受

とする。

(呼値の制限値幅)

第20条 呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項(ただし書を除く。)及び第3項並びに同第5条の規定は、受益証券特例第20条第3項に規定する本所が定める呼値の値幅について準用する。この場合において、呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項中「株券」とあるのは「受益証券」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項」と、同第5条中「第2条、第2条の2及び第3条」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第20条において準用する呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項及び第3項」と、「全部又は一部の銘柄」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(呼値に関する事項)

第21条 呼値に関する規則第2条、同第3条、同第4条(第1項を除く。)、同第7条、同第8条(第1項第1号を除く。)及び同第9条(第1項第1号、第3項及び第4項第2号から第5号を除く。)の規定は、受益証券特例第20条第4項に規定する本所が定める事項について準用する。この場合において、呼値に関する規則第3条中「業務規程第28条」とあるのは「受益証券特例第23条」と、同第4条中「売買システムによる売買以外の売買」とあるのは「受

益証券」と、「業務規程第12条第2項」とあるのは「受益証券特例第19条第1項」と、同第8条中「業務規程第12条第2項」とあるのは「受益証券特例第19条第1項」と、同第9条中「第1項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第9条第1項」と、「次の各号」とあるのは「次」と、「値段（直接上場銘柄の上場日（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄並びに監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）」とあるのは「値段（日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第13条第2号の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）」と、「株券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとする。

（削る）

益証券」と、「業務規程第12条第2項」とあるのは「受益証券特例第19条第1項」と、同第8条中「業務規程第12条第2項」とあるのは「受益証券特例第19条第1項」と、同第9条中「第1項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第21条において準用する呼値に関する規則第9条第1項」と、「次の各号」とあるのは「次」と、「値段（直接上場銘柄の上場日（初値の決定前に限る。）における当該直接上場銘柄並びに監理ポスト及び整理ポストに関する規則第3条又は第5条の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）」とあるのは「値段（日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第13条第2号の規定に基づき整理ポストに割り当てられた銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日（当該約定値段の決定前に限る。）までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段）」と、「株券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとする。

（特別会員を相手方とする売買）

第25条 特別会員を相手方とする売買の決済等に関する規則第4条の規定は、受益証券特例第30条において読み替え適用される普通取引の決済等について準用する。

付則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第 4 条 立会外取引特例第 6 条第 3 項第 1 号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、立会外取引特例第 5 条第 1 号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第 25 条第 1 項の規定により定める配当落等の期日、同第 26 条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第 26 条の 2 の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して 5 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日 (利付転換社債型新株予約権付社債券 (機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。) の売買について、規程第 8 条第 4 項に定める場合には、当該期日から起算して 6 日目の日とする。) 以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第 5 条 立会外取引特例第 6 条第 7 項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則</p> <p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第 4 条 立会外取引特例第 6 条第 3 項第 1 号に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、立会外取引特例第 5 条第 1 号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第 25 条第 1 項の規定により定める配当落等の期日、同第 26 条の規定により定める転換条件の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第 26 条の 2 の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して 5 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日 (利付転換社債型新株予約権付社債券 (機構非取扱転換社債型新株予約権付社債券を除く。) の売買について、規程第 8 条第 4 項に定める場合には、当該期日から起算して 6 日目の日とする。<u>決済の翌日に繰り延べる売買については、これらの日の前日とする。</u>) 以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第 5 条 立会外取引特例第 6 条第 6 項に規定により、立会外取引の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

(総売買高等の通知及び公表)

第 9 条 (略)

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年1月10日から施行する。

(正会員等への通知及び公表)

第 9 条 (略)

決済に係る手数料の額等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 決済に係る手数料の額
- (2) 特別会員を相手方とする売買の決済等に関する規則
- (3) 有価証券引渡票に関する規則
- (4) 抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則
- (5) 買付価格又は売付価格から新株引受権等の価格を差し引いた額が 1 円未満となる場合の権利処理についての理事会決定（信用取引及び貸借取引規程第 8 条関係）
- (6) 受益証券の売買に係る有価証券引渡票に関する規則

付 則

- 1 この規則は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 廃止前の決済に係る手数料の額の規定は、平成 15 年 1 月分の決済手数料の納入について、なおその効力を有する。